

仕 様 書

1 件 名 遺伝的多様性評価指標算出に関する業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年10月31日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

自然共生研究プログラムでは、生物多様性の広域評価に関する研究を実施している。生物多様性条約の昆明モントリオール生物多様性枠組では、すべての在来生物の遺伝的多様性保全が目標の1つとなった。この目標の達成状況のモニタリング指標であるヘッドライン指標（Ne500指標）および相補指標（分化集団維持指標）の評価は、日本の生物多様性国家戦略の進捗評価にも欠かせない。本業務では、Ne500指標を、開発済みのワークフローに基づいて評価するとともに、分化集団維持指標を日本に生育する動物種で算出するために必要なワークフローの整備と実際の評価を実施する。

5 業 務 内 容

(1) 鳥類普通種・蝶類絶滅危惧種における Ne500 指標の算出

NIES が提供するワークフローに従い、IUCN レッドリストデータベースの情報に基づいて鳥類普通種・蝶類絶滅危惧種について、それぞれ5種以上（最大10種）の候補種を選定し、文献に基づく Ne500 指標（地域集団の有効集団サイズが500を越えている集団の割合）の算出を行う。これらの分類群において十分な種数が得られない場合は、蝶類の普通種でも探索を行う。文献は「地域集団の分け方」及び「地域集団ごとの現代の有効集団サイズ」に関する学術論文などを収集した上で評価を行う。

(2) 爬虫類・両生類・鳥類・蝶類における分化集団維持指標算出

NIES が指定する爬虫類・両生類・鳥類絶滅危惧種、および上記(1)で選定された鳥類・蝶類の候補種を対象とし、分化集団維持指標（種内の遺伝的に分化した集団のうち、維持されている集団の割合）を算出するワークフロー構築および算出を行う。

分化集団維持指標算出のワークフローは基本的には Ne500 指標に準じ、対象種における「種の分布域」「遺伝的に分化した地域集団の分け方」「移動分散能力」等、分化集団維持指標の算出に有用な情報を有する学術文献等を収集し、文献に基づいて算出するものとする。

ただし、「種の分布域」の情報については種の分布情報の公開データベース等も活用するものとする。また、地域集団の分け方について、これらを直接推定した研究結果が存在しない場合は、NIES 担当者との協議の上で、近縁種の情報収集、その生物種の移動分散能力から地域集団を便宜的に設定する、といった代替手法での評価を実施する。

上記業務の内容については、NIES 担当者に十分な確認を行いながら進めること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 収集データ 一式
- (2) 電子媒体の業務報告書 一式

7 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

(2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 出猟カレンダーデータ収集・整備・分析業務
- 2 業務契約期間 契約締結日 ～ 令和 8 年 3 月 19 日
- 3 業務実施場所 請負者(自宅就業の場合は請負者担当職員の自宅含む)及び、その他都道府県が指定する場所(紙媒体データのコピー作業などデータ収集等)において実施する。

4 目 的

本業務は、人口減少下において持続可能な鳥獣管理のための研究の情報基盤として、各都道府県の出猟カレンダー(狩猟者から報告された出猟日数と捕獲数・目撃数)・生息密度調査データ(糞粒・糞塊法、区画法、追い出し法、カメラトラップによる個体密度推定)・糞塊調査データを最新年度まで収集し、共通のデータフォーマットで電子データ化することを目的とする。なお、出猟カレンダーの収集については過去に 1 回実施しているため本業務ではそれ以降のアップデートを行う。都道府県ごとの収集期間を添付の表 1 に示した。その他の生息状況調査データについては、最新年度までの全期間収集を実施する。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) キックオフ会合と収集計画の作成

令和 6 年度中に NIES 担当者と会合を行い、これまでの収集状況を元に都道府県ごとのデータ提供依頼の計画を構築する。

(2) 出猟カレンダーの収集

令和 7 年度に各都道府県がニホンジカおよびイノシシの出猟カレンダー収集を実施しているか情報収集を行い、実施している都道府県については一次データ(集計等の処理を行っていないもの)の提供依頼を行う。捕獲努力量(出猟人日・設置わな基数と稼働日数、等)とそれに対する捕獲数・目撃数の記録を、下記の項目に関して区別できる形態で収集する。

- ・捕獲個体の属性(獣種・性別・幼獣成獣)
- ・捕獲手法(銃/くくりわな/箱わな/その他)
- ・捕獲区分(狩猟/有害/個体数調整/指定管理鳥獣捕獲等事業、等)
- ・捕獲作業を実施した年月
- ・空間ユニット(5km メッシュ番号または都道府県独自の空間ユニット、前回収集以降空間ユニットに変更が無い場合は NIES から提供する)

なお、提出者の氏名など個人が特定できる情報は収集しない。

加えて、捕獲努力量の定義を明確にするため、各都道府県について下記の情報についても収集を行う。

- ・銃猟の出猟カレンダーは、グループ猟の代表者が集計して提出することになっているか、各個人が提出することになっているか。
- ・わな猟の稼働日数の記録方法(わな稼働日を 1 日ごとに記録しているか、設置日と回収日のみを記録しているか、など)
- ・どの獣種を対象とした出猟カレンダーであるか。

また、空間ユニットの定義を明確にするため、下記の情報についても収集する。

- ・(5km メッシュを単位としている場合)メッシュの測地系(旧測地系または新測地系)
- ・(都道府県独自のメッシュ番号や空間ユニットを用いている場合)空間ユニットの地図情報

また、データの利用範囲を明確にするため、以下の項目についてもアンケートを行う。

- ・成果物を使用した論文が受理された際に、提供データをオープンデータとして公開することが可能かどうか。

各都道府県から提供されたデータをフォルダごとに整理して格納する。各都道府県から提供された生データが紙媒体のものはそのものを納品物に含める。

(3) 生息密度調査データの収集

各都道府県が実施している糞粒法(ニホンジカ)、区画法(ニホンジカ)、追い出し法(ニホンジカ)、カメラトラップによる個体密度推定(ニホンジカ・イノシシ)の事例について、根拠となる報告書やデータテーブルを収集する。収集の際は、調査実施主体、調査実施年・日時、位置情報、個体数または

個体密度の点推定値とその不確実性(標準誤差、最小値最大値、信頼区間等)、調査面積についての情報がサンプル単位で可能な限り含まれるような依頼を行う。

(4) 糞塊調査データの収集

各都道府県が相対密度指標として糞塊調査を実施しているか情報収集を行い、行っている場合には都道府県名、年度、観測糞塊数、探索距離と探索幅(または面積)、調査日、位置情報を含むデータを収集する。

(5) 報告書作成

業務の方法・収集されたデータの一覧、各データに関する備考・個体数トレンド評価に用いる際の注意事項を掲載した報告書を作成する。

6 成果物の提出

本業務が完了したときもしくは令和8年3月19日までに業務結果をとりまとめ、以下の成果物データを記録したCD-RまたはDVD-Rのリムーバブルディスク、および紙媒体で提供されたデータをNIESへ郵送にて提出するものとする。

- (1) 委託業務結果報告書のpdfファイル
- (2) 各都道府県から提供を受けた電子データ

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny等のP2Pソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等が生じたときは、速やかにNIES担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 福島県東部における生物相・景観の広域モニタリング調査に関わる生物調査機材点検・回収業務
- 2 業務契約期間 令和7年2月3日～令和7年11月17日
- 3 業務実施場所 請負者及び福島県内浜通り・中通り地区において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「NIES」という。）では、「福島原発事故災害被災地域における生物相・景観の広域モニタリング」を行っており、景観変化が生物相に与えた影響の調査が必要となっている。

本業務は、NIESが用意するリストに示した調査地点において、NIESが指定する方法に従って、昆虫採集トラップ（衝突板トラップ・マレーズトラップ）自動録音機、及びそれらにより得られたサンプルの回収、自動撮影カメラの調整・データ記録媒体（SDカード）の交換・有効撮影範囲の記録、車載動画による周辺の景観の撮影を行うものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

（1）業務打合せ

点検・回収業務に先立ち、2月もしくは3月に業務に関する打ち合わせをオンライン上で行う。点検・回収業務は契約期間中に4回（5月、6月、7月、10月）行うこととし、実際の業務日程についてはNIESの担当者と協議のうえ決定する。

（2）各月の作業項目

（1）に記載の各月に行う点検・回収業務は、以下の通りとする。

5月：昆虫採集トラップ（衝突板トラップ・マレーズトラップ）と自動録音機の設置（49地点）、自動撮影カメラの調整とデータ記録媒体（SDカード）の交換・有効撮影範囲の記録（36地点）、車載動画による周辺の景観の撮影

6月：昆虫採集トラップのサンプル回収（49地点）、及び車載動画による周辺の景観の撮影

7月：昆虫採集トラップと自動録音機及び得られたサンプルの回収（49地点）、車載動画による周辺の景観の撮影

10月：自動撮影カメラの調整とデータ記録媒体（SDカード）の交換・有効撮影範囲の記録（33地点）、車載動画による周辺の景観の撮影

（3）貸与物品等

昆虫採集トラップ、自動録音機、車載カメラ、SDカード及び調査地点リストについては、NIESが受注者に貸与する。

自動撮影カメラ、車載カメラの設置方法については、NIESが作業手順マニュアルを用意する。

（4）対象地域

NIESが指定する福島県内の8市町村（いわき市、楡葉町、田村市、相馬市、南相馬市、飯舘村、二本松市、伊達市）を本業務の対象地域とする。

（5）その他

a. 本業務終了時には、NIESの環境における動作確認の作業を行うこと。

b. 納入後に通常の利用範囲内におけるエラーが発生した場合は、受注者が責任を負うこと。

c. 国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーに準じ、十分な機密保持が実現できる設計、開発、構築とすること。また、サーバ上のデータやシステム等が利用者の不注意、故意等によって失われることがないようにセキュリティに十分配慮した環境を構築すること。

d. 本仕様書は業務の概要を明記したものである。本仕様書に明記なき事項や詳細事項、打合せを要する事項についてはNIES 担当者と協議の上進めていくものとする。併せて、受注者はNIES 担当者へ進捗状況等を逐次報告すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES 担当者へ提出するものとする。

(1)業務結果報告書（日本語） 1部

(2)回収した調査機材、サンプル及び動画データ記録済みSDカード一式

※納入場所において確認を行うこと。

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

- (1) 請負者は、本業務実施に係る活動において、グリーン購入法の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、グリーン購入法基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 自然共生サイト適地評価にかかる生物種分布推定モデル構築・改良業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和8年1月31日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

自然共生研究プログラムでは、生物多様性保全のためのゾーニングに関する研究を実施している。令和5年4月に認定が開始された環境省の自然共生サイトは、生物多様性条約の昆明モントリオール生物多様性枠組の30by30目標達成に資する、重要なゾーニングの1つである。保全上効果的な地域での自然共生サイト認定を促進するためには、生物多様性の状態を評価し、認定適地を地図化する必要がある。本業務は、令和6年度業務自然共生サイト適地評価にかかる生物種分布推定モデル構築で構築した分布推定モデルの高度化・改良、および、将来シナリオにおける各種の分布予測を実施することにより、自然共生サイト適地評価ための基盤情報の改善を行うものである。

5 業 務 内 容

(1) 絶滅危惧種における分布推定モデルの高度化および改良

令和6年度業務で構築された、絶滅危惧種の動物36種を対象としたアンサンブルモデルについて、精度向上のため、空間クロスバリデーションに基づくモデルのチューニングの高度化を行う。特に機械学習モデルの複雑さに関するチューニングにおいては、遺伝アルゴリズム等を用いた効率化により、高速で高精度な推定を可能とする。また、多種への拡張性担保のため、ソースコードの可読性を向上する。

(2) 普通種を対象とした分布推定モデルの構築と精度評価

(1)で改良した手法を活用し、自然共生サイトの適地評価やモニタリングに適する生物種（昆虫類等30種類程度）について、分布推定モデルを構築する。モデルは(1)と同様のアルゴリズムセットによるアンサンブルモデルとし、令和6年度業務と同様の、分布データのバイアス補正を考慮する。

また、構築したモデルについては、現在条件での分布推定を実施し、複数の精度指標を用いて統計的観点から精度評価を実施するとともに、既存のレンジマップや分布範囲の情報等を併用し、各種の生態的・生物地理学観点からもモデルの精度を評価し、推定結果の妥当性を検証する。

(3) 将来シナリオにおける分布予測

NIESから提供される将来シナリオデータ（将来気候データ、将来土地利用データ等）、および(1)(2)で構築した、合計66種類程度のアンサンブルモデルを用いて、対象生物種の将来シナリオにおける分布予測を実施する。

上記業務の内容については、NIES担当者に十分な確認を行いながら進めること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1) 収集データ 一式
- (2) 電子媒体の業務報告書 一式

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。

(2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

(3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされる時又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

(4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。

(5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。

(6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者による本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度「令和5年度化学物質分析法開発調査報告書」の精査・データ化等業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月28日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）環境リスク・健康領域では、化学物質を正しく管理・利用するための情報を広く一般に提供するために「Webkis-Plus 化学物質データベース」（以下「Webkis」という。）を公開中である（<https://www.nies.go.jp/kisplus/>）。本データベースは、化学物質データベース運営経費にてデータ整備を進めている。また、「有害物質拡散時の危機対応に向けた拡散シミュレーションの技術検討」では、災害・事故時の環境リスク管理のために、拡散シミュレーション結果や関連情報を「D.Chem-Core 災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤」（以下「D.Chem-Core」という。）（<https://www.nies.go.jp/dchemcore/>）というウェブサイトへ掲載することを検討している。本業務では、Webkis および D.Chem-Core の掲載内容を充実されるために、環境省から公表される「令和5年度 化学物質分析法開発調査報告書」の分析法情報をデータベース化し、さらに環境省で開催される化学物質環境実態調査結果精査等検討会からの指摘事項及び分析法開発機関等からの正誤情報を反映することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。なお、Webkis に掲載している関連データを格納した既存データベースは NIES 担当者より提供する。

ア. 分析対象化学物質のリスト化と関連情報の整備

令和7年2月下旬から3月上旬に公表される予定の「令和5年度 化学物質分析法開発調査報告書」を対象に次の業務を実施する。当該報告書に記載された各分析法の対象化学物質の精査及びデータ化を行う。この際、分析法の対象目的物質のほかに分析対象となる物質が存在する場合、それらの物質の関連性の整備も併せて行うこととし、必要に応じて両者をデータ化する。なお、既存データベースに登録されている化学物質との突合により、同一物質と判断できる場合は追記すべき特性等の追加情報の整備を、新規入力すべき物質の場合は新たに当該物質の登録情報の整備を行う。

イ. 令和5年度 化学物質分析法開発調査報告書の新規登録情報の整備

「令和5年度 化学物質分析法開発調査報告書」に記載された情報を既存データベースに追加するための情報を整備する。この際、新規登録する分析法について、その分析法の適用可能性の判断を管理テーブルである「bunseki_id テーブル」の「bunseki_name フィールド」の先頭に○、●、▲のいずれかで追加する。なお、○、●、▲の判断については、化学物質分析法開発調査報告書の目次部分に記載された○、△、×を次の基準で整理したものとする。

- ：検討された対象物質・媒体の全てについて使用に適している。
- ：検討された対象物質・媒体の一部に関してのみ使用に適している。
- ▲：検討された対象物質・媒体の全てに関して使用が困難である。

また、分析法ごとにPDFファイルを作成し、NIESが指定するフォルダ階層に従ってファイルを整備する。対応するPDFの情報（パス）については「manual_id テーブル」「bunseki_id テーブル」の「pdf フィールド」として整備すること（例：pdfs/kurohon/2016/adoc2016-3-0721.pdf）。

ウ. 化学物質環境実態調査結果精査等検討会からの指摘事項等の正誤情報の反映

化学物質環境実態調査結果精査等検討会からの指摘事項等のうち既存データベースに関わる正誤情報について精査し、正しい情報を既存データベースに反映させる。この際、報告書のPDF ファイルをNIESが指定するフォルダ階層に従って整備する。

既存データベース仕様は下記のとおり。

- ・Microsoft Access (mdb) 形式。
- ・入力を行うテーブル群(表タイトルのうち括弧を除く部分がテーブル名称に相当する。)は下記のとおり(一部対応不要な項目は省略する)。各表の項目名称はフィールド名に相当する。なお、入力対象フィールドは全てではない(必須欄が○のものは必須入力。△のものは必要に応じて入力)。

bunseki_id (分析法リスト)

項目名称	タイプ	サイズ	インデックス	項目説明	必須
bunseki_id	数値型	長整数型	PrimaryKey	分析法 ID。最大値からの連番	○
manual_id	数値型	長整数型	はい (重複あり)	出典 ID。manual_id テーブルの該当する manual_id を格納	○
bunseki_name	テキスト型			分析法名称。白本の場合、次の①～⑥を繋げて記載。①白本適用可否一覧の判定「○●▲」②白本目次の「対象物質名」③各掲載ページの別名を(別名:○○;××)と記載④“の分析法”⑤検出機器(GC/MS、LC/MS等)⑥調査媒体(水質、底質等)。なお、物質名の併記は“;”で区切ること。	○
medium_id	テキスト型	50	はい (重複あり)	媒体 ID。medium_id テーブル管理の該当する値を格納	○
pdf	テキスト型			表示用 PDF ファイルのパス(記載例.) pdfs/kurohon/2011/adoc2011-3-726.pdf)	○
chemical	テキスト型	255		白本における測定対象物質名。掲載ページ先頭に記載がなくても本文中に「同時測定可能」とされているものは列挙する。物質名の併記は“;”で区切る。※物質名は、英数字は半角文字、カタカナ及び漢字は全角文字を使用。	○
development	テキスト型	250		開発担当	
revise_date_s	日付/時刻型	8		作業日(更新日を保存)	○
revise_memo_s	メモ型	-		作業メモ(作業内容を保存)	○

manual_id (収載マニュアルリスト)

項目名称	タイプ	サイズ	インデックス	項目説明	必須
manual_id	数値型	長整数型	PrimaryKey	出典 ID。収載マニュアル等固有の ID。連番	○
manual_name	テキスト型	255		出典名称	○
bunrui_id	数値型	長整数型		分類 ID。bunrui_id テーブル管理の該当する値を格納	○
src	テキスト型	10	はい (重複あり)	物質管理 src。全て「bns」を格納	○
section	テキスト型	255		発行部局名称	○
pdf	テキスト型	255		表示用 PDF ファイルのパス	○
year	テキスト型	255		発行年度	○
release_date	日付/時刻型	8		発行年月日	○
revise_date_s	日付/時刻型	8		作業日(更新日を保存)	○
revise_memo_s	メモ型	-		作業メモ(作業内容を保存)	○

bunseki_dat (分析法と対象物質対応表)

項目名称	タイプ	サイズ	インデックス	項目説明	必須
chem_id	テキスト型	255	PrimaryKey	化学物質 ID。bns_chem テーブルの該当する chem_id を格納	○
dataset_id	テキスト型	10	PrimaryKey	全て「82001」を格納	○
bunseki_id	数値型	長整数型	PrimaryKey	bunseki_id テーブルの該当する値を格納	○
no	数値型	長整数型		一斉分析の場合、測定対象物質に連番を振る	○
dsp_j_name	テキスト型	255	はい (重複あり)	bns_chem テーブルの j_name を格納	○
dsp_e_name	テキスト型	255	はい (重複あり)	bns_chem テーブルの e_name を格納	○
memo	メモ型	-		紐付理由等の特記事項がある場合に記述	△
revise_date_s	日付/時刻型	8		作業日(更新日を保存)	○
revise_memo_s	メモ型	-		作業メモ(作業内容を保存)	○

bns_chem (化学物質リスト)

※chem_idと local_chem_id は同じ番号を設定すること

項目名称	タイプ	サイズ	インデックス	項目説明	必須
chem_id	テキスト型	50	PrimaryKey	物質管理 ID。作業時は仮番号として local_chem_id の値を格納	○
local_chem_id	テキスト型	50	はい (重複なし)	物質管理 ID (local)。”BNS” + 5 ケタの連番。	○
src	テキスト型	50		src。全て「BNS」を格納	○
sw_sm	テキスト型	50	はい (重複あり)	MS 情報 S,G,O を設定。S (単体: 単一化学物質)、G (同族体など: 化合物グループ)、O: (物質以外 (pH,DO など))	○
src_id_m	テキスト型	50		追加した物質に親子関係がある場合、親の local_chem_id を格納	△
casrn	テキスト型	50		casrn	○
j_name	メモ型	-		物質名称 (和名)	○
e_name	メモ型	-		物質名称 (英名)	○
formula_bunsi	メモ型	-		分子式	○
memo	メモ型	-		備考 (特記事項があれば)	△
txt_1	テキスト型	255		化学物質別名 (和名)。※j_name は含めない。併記する場合は、” ; ” で区切る。	○
txt_2	テキスト型	255		化学物質別名 (英名)。※e_name は含めない。併記する場合は、” ; ” で区切る。	○
revise_date	日付/時刻型	8		作業日 (更新日を保存)	○
revise_memo	メモ型	-		作業メモ (作業内容を保存)	○

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 二部
- (2) 業務結果報告書及び収集・作成したデータ一式を収録した電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 二式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という。) の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示 : 印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権 (著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。) を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの (以下「既存著作物」という。) が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者による本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。